平成２６年（フ）第５６０号
堺市堺区浅香山町１丁３番２号　ストーク玉置103号
債務者　渡久地広美
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５８２号
堺市東区白鷺町１丁３番４号　田中マンション１階３号
債務者　平田美奈子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６０３号
大阪府富田林市久野喜台２丁目４番１号
債務者　藤井　博明
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６３５号
大阪府大阪狭山市西山台６丁目２番８号107号
債務者　大島ふみ子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６３６号
大阪府富田林市昭和町１丁目３番８号105、前住所大阪府大阪狭山市狭山１丁目2382番地の１―102号
債務者　大島真砂美
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６５２号
大阪府河内長野市市町618番地の１　グレイスコート・アイ101号、前住所大阪府河内長野市市町262番地の１　アドミラール201号
債務者　高田樹伊人
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６７９号
堺市東区白鷺町２丁７番４―101号
債務者　藤岡　増枝
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
香川県観音寺市大野原町中姫1267番地１　センターハイツＣ22号
債務者　鈴木　泰平
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第２９７号
高知県南国市駅前町１丁目３番15―207号　コーポ中田
債務者　吉本　雅教
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３４号
大分市大字津留1916番地の14　アーバングリーン六本松701
債務者　甲斐　英美
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５８号
北海道夕張市鹿の谷３丁目45番地13
債務者　榊　　英昭
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５８号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東380番地、前住所福島県大沼郡会津美里町字高田甲2794番地２
債務者　秋山由美子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
静岡県富士宮市大岩557番地の１
債務者　後藤　房子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４４号
兵庫県加東市梶原333番地４　県住梶原団地３―102号
債務者　佐々木サンドラことウエハラ・ワパヤ・デリア・サンドラこと　佐々木　愛
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２６６号
奈良市中山町1062番地　ハイツ竜王203号
債務者　今井　貞好
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６３８号
千葉市緑区あすみが丘６丁目52番地16
債務者　吉田　益子
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６７９号
千葉県市川市真間１丁目１番18号　アフェールＪ真間202号
債務者　松島　亜美（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係